特記仕様書

第１条　適用
　受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき施工するものとする。
　この設計書の設計積算基準は、令和８年度版土木工事標準積算基準書等を適用している。

第２条　工事着手前協議について
　受注者は、すべての工事において、契約後１～２週間以内に設計書内容、特記仕様書、その他すみやかに協議が必要な事項について、監督員と工事着手前協議を行わなければならない。その他の協議事項（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うこと。
（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うこと。
　協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（高山市監建設工事監督要領別記様式第3号2）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。
　監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

第３条　地下埋設物の確認について
　地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月　中部地方整備局）に基づき対応すること。

第４条　１日未満で完了する作業の積算について
　「１日未満で完了する作業の積算」（以下、「１日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
　受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
　受注者は、協議に当って、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

第５条　ワンデーレスポンスの実施について
　本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。
　実施に当たっては、岐阜県要領「ワンデーレスポンス実施要領」を準用し、これに基づき実施すること。

第６条　電子メールを活用した情報共有について
　本工事の施工中における受発注者間の情報共有は岐阜県要領「電子メールを活用した情報共有における運用指針」を準用し、これにより実施すること。
　ただし、これにより難い場合は、工事着手前協議時に監督員と協議のうえ決定すること。

第７条　電子納品の実施について
　受注者は、電子成果品を「岐阜県建設工事共通仕様書」、「工事完成図書の電子納品要領」、「岐阜県電子納品運用ガイドライン」等に準拠し作成し、電子媒体で納品することができる。

第８条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について
　デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。
　運用は、岐阜県要領、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」を準用し、これに基づき実施すること。

第９条　下請契約及び使用資材について
　受注者は、下請負人を選定するときは、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行　以下「公契約条例」という。）に基づき、市内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。
　また、調達する工事材料は高山市産とするよう努めなければならない。

第10条　下請負人との契約について
　受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」及びその他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

第11条　創意工夫・社会性等の実施報告について
　受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目について、具体的な内容と実施方法をあらかじめ施工計画書に記述するとともに、実施した創意工夫・社会性等に関する項目の実施状況を工事完了時までに「創意工夫に関する実施報告書」または「社会性（地域への貢献等）に関する実施報告書」に記載し、監督員に提出することができる。

第12条　産業廃棄物の適正処理について
　受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」及び「高山市建設工事における建設副産物管理の運用について」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、関係書類を監督員に提示しなければならない。

特記仕様書

第13条　不当介入における通報義務について

１　妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。

２　履行期間の延長について

受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

第14条　工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について

受注者は「高山市工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成27年10月）に基づき照査を実施すること。

第15条　工事書類の作成について

工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては岐阜県要領「工事書類作成提出要領」を準用し、これに基づき実施すること。

第16条　一般的制限値を超える車両の運行について

岐阜県建設工事共通仕様書　1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号/岐阜県通知）によるものとする。

第17条　法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第18条　行政情報流出防止対策の強化

１　受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。

２　受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本工事の履行に関して取り扱う行政情報を本工事の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

受注者は、受注者の社員等に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本工事の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本工事の実施完了後または本工事の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

（行政情報の管理体制の確保）

受注者は、行政情報を適正に管理する体制を確保しなければならない。

（行政情報の電子的な取り扱い）

受注者は、本工事の実施に際し、行政情報の電子的な取り扱いをしてはならない。

（事故の発生時の措置）

１）受注者は、本工事の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

２）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

３　発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第19条 まんなかホリデーの取組について

１ 受注者は「建設現場の週休２日」の普及および浸透に向けて、週休２日制工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める。

「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。

なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。

２ 休工とは、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。

（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）

特記仕様書

第20条 以下の特記仕様は、条件明示により指定されたものを適用する。

１．週休２日制工事

本工事は、完全週休２日（土日）を原則とした週休２日制工事（現場閉所）です。詳細は「高山市発注の建設工事に係る週休２日制工事実施要領」を参照してください。

第21条 工事情報共有システム(ASP)の使用について

１．本工事で工事情報共有システムを利用する際は、「岐阜県情報共有システム運用要領」を参照すること。

２．本工事での工事情報共有システムを利用する場合は、ASPサービス業者との契約は、受注者が行うものとする。
なお、利用するASPサービスは、岐阜県情報共有システム運用要領第6条の使用条件を満たしていること。

３．受注者は、工事情報共有システムを利用する場合は、初回打ち合わせ時に契約するASPサービス業者について報告を行うこと。

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合　及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目			明示事項		制約条件等
工程関係		関連工事		関連する他の工事の工期（施工時期）	
				関連する他の工事の内容	
		施工の制限		施工内容	
				施工時期	
				施工時間	
				施工方法	
				工事の抑制期間（交通規制）	
		協議未了事項		未了協議の内容	
				制約を受ける内容	
				協議成立の見込み時期	
		協議条件		協議で付された特定条件の項目	
				協議で付された特定条件の影響範囲	
		余裕工期設定工事		工事の着手時期	
		事前調査		地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査	
				項目	
				調査期間	
				埋設物等の移設予定時期（見込み時期）	
		休日日数		休日日数	
				作業不可能見込み日数	
用地関係		工事用地の未買収（未処理）		場所	
				範囲	
				処理の見込み時期	
				未買収地への立入り可否	
	●	工事用地の復旧	●	工事用地等の使用後の復旧内容	原形復旧（地権者と協議すること）
	●	工事用地の借地	●	工事用仮設道路及び資機材置場の借地	任意
				場所	
				範囲	
				期間	
				使用条件	
			●	復旧方法	原形復旧（地権者と協議すること）
			●	工事に必要な土地の借地料	請負者において負担すること（指定の場合を除く）
	●	仮設ヤード	●	仮設ヤード	任意
				場所	
				範囲	
				期間	
				使用条件	
			●	復旧方法	原形復旧（地権者と協議すること）
公害関係（環境対策）	●	工事に伴う公害防止対策	●	公害防止（騒音、振動、粉塵排出ガス等）のための指定事項	構造物の取壊し等の際は、周辺住民に粉塵等被害を及ぼさないよう配慮すること
				施工方法	
			●	建設機械・設備	低騒音型・排出ガス対策型建設機械を使用すること
				作業時間等の指定	
		水替・流入防止施設		防止施設の内容	
				設置期間	
		濁水、湧水処理対策		処理施設の内容	
				処理条件の内容	
		事業損失		事前・事後調査の区分	
				調査時期	
				調査方法	
				調査範囲	
				調査項目	
		六価クロム溶出試験		対象工種・工法	
				試験実施段階・検体数	
		河川環境対策		「美しい山河を守る災害復旧基本方針」対象工事	

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合　及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目			明示事項		制約条件等
安全対策関係　※は指定		交通安全施設等		指定の内容	
				指定の期間	
		近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、 水道情報管路等との近接施工	
				施工方法	
				作業時間	
	●	防護施設	●	防護施設の内容	夜間及び休日の解放時における防護方法、施工計画について、発注者と協議すること
	●	交通誘導員等	●	交通誘導員・保安要員の配置指定	計上日数については原則変更設計の対象としない。ただし、施工計画により設計数値との相違が生じる場合は監督員と協議すること。
			●	場所	施工区間内（国道158号出入口箇所）
			●	期間	対象工種施工期間
			●	時間	昼間
			●	人数	標準施工日数：２４日　配置人数：　１人 （配置人数については、事前に監督員に報告のこと。）
			●	交替要員の有無	無し
				発破作業等の保全設備	
				発破作業等の制限内容	
		換気設備等		換気設備等の対策内容	
工事用道路関係　※は指定	●	一般道路の使用	●	資機材搬入経路	占用する場合、協議すること
			●	資機材搬出経路	占用する場合、協議すること
			●	使用期間	
			●	時間帯	
			●	使用中・使用後の処置内容	原形復旧（管理者と協議すること）
	●	仮設道路の設置	●	安全施設等の設置内容	第三者の現場への立ち入り制限
			●	安全施設等の設置期間	施工期間
			●	工事終了後の存置方法	原形復旧（地権者と協議すること）
			●	工事終了後の撤去方法	原形復旧（地権者と協議すること）
			●	維持補修の内容	原形復旧（地権者と協議すること）
仮設備関係　※は指定		仮設物の引き渡し・引継		仮設物の引き渡し・引継の内容	
				仮設物の引き渡し・引継の期間、時期	
				仮設物の引き渡し・引継の条件	
		仮設備の構造		仮設備の構造	
				仮設備の施工方法	
				仮設備の設計条件	
建設副産物関係	●	建設発生土（受入れ）	●	残土受入場所又は仮置場所	高山市前原町地内（大山土木㈱残土処理場）
			●	位置	高山市前原町363番地
			●	処理量	仕様書のとおり
			●	運搬距離・経路	Ｌ＝３．３ｋｍ
			●	搬入時間制限	事前に調査し、施工計画書に記述すること
			●	処理・保管条件	事前に調査し、施工計画書に記述すること
		現場内の再利用・減量化		再利用・減量化の内容	
				使用場所（現場内等）	
	●	建設副産物及び 廃棄物の処理 （仮草）	●	処理方法	刈草
			●	受入施設名	㈱佐合木材　高山事業所
			●	処理場所	高山市松倉町2343-1
			●	受入時間	事前に調査し、施工計画書に記述すること
			●	受入条件	事前に調査し、施工計画書に記述すること
			●	運搬距離	Ｌ＝９．７ｋｍ
	●	建設副産物及び 廃棄物の処理 （廃プラ）	●	処理方法	廃プラ処理
			●	受入施設名	㈲丸武産業
			●	処理場所	高山市丹生川町町方3480-1
			●	受入時間	事前に調査すること
			●	受入条件	事前に調査すること
			●	運搬距離	Ｌ＝１１．６ｋｍ
		構造物切断等作業時に発生 する排水の処理等について （廃泥）		処理方法	事前に調査すること
				受入施設名	事前に調査すること
				処理場所	事前に調査すること
				受入時間	事前に調査すること
				受入条件	事前に調査すること
				運搬距離	事前に調査すること
				その他	構造物切断等作業に伴い切断機から発生する排水については、任意の回収方法により回収するものとする。回収された排水については、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については発注者と協議した後、変更契約できるものとする。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理表（マニュフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない
		浚渫土の運搬・揚泥方法		運搬船の船種指定	
				揚泥方法の指定	

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合　及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目			明示事項		制約条件等
工事支障物件等		占用物件等の工事支障物件の存在		占用物件の有無	
				工事支障物件	
				支障物件	
				管理者（所有者）	
				支障物件の位置	
				支障物件移設時期	
				支障物件工事方法	
				支障物件防護方法	
		占用工事との重複		重複する占用物件工事の内容	
				重複する占用物件工事の期間	
薬液注入関係		設計・施工条件		設計条件	
				工法区分	
				材料種類	
				施工範囲	
				削孔数量	
				削孔延長	
				注入量	
				注入圧	
		周辺環境調査		環境調査の内容	
一般施工		掘削及び床堀		作業土工推定線（参考）	
		埋戻工		転圧の有無、条件等	
その他	●	工事用資機材の保管及び仮置き	●	保管・設置場所	任意
				保管期間	
				保管方法	
		現場発生品		品名	
				数量	
				引渡し場所	
				再使用の有無	
		支給材料及び賃貸借品		品名	
				数量	
				品質	
				規格寸法又は性能	
				引渡し場所	
				引渡期間	
		架設（仮設）工法の指定		施工方法	
				施工条件	
		工事用電力の指定		内容	
		新技術・新工法等の指定		新技術・新工法・特許工法の内容	
		工事材料・使用資材		県産材の優先利用可能の有無	
				リサイクル認定製品の優先利用可能の有無	
				護岸構造物の露出部分に使用する資材	
		部分使用		使用箇所	
				使用範囲	
				使用時期（期間）	
				使用目的	
		調査試験に対する協力		公共事業労務費調査	
				諸経費動向調査	
				施工合理化調査	
				施工形態動向調査	
		立木伐採		対象範囲	
				処理方法	
				受入施設名	
				処理場所	
				受入時間	
				受入条件	
				運搬距離	

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合　及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目			明示事項		制約条件等
その他		地元調整事項の未処理方法		処理の見込み時期	
		設計内容の未検討項目		未検討内容	
				検討終了時期	
		技術検査		中間技術検査の回数	
				実施時期（段階）	
	●	その他		重点監督について	「高山市建設工事における重点監督」の対象工事に該当した場合はこの取扱いによる。
				種子配合	種子配合は極力在来種を使用すること
				追跡調査の実施	法面保護工の育成判定については、別記特記仕様書による
				盛土材等の工事間流用	□請負者で運搬　□請負者以外で運搬
				利用者への配慮	開放時について車道及び歩道内を通行させるよう努めること。
				交通規制の解除	有事の際は規制を解除するなどの適正な対応を講じること
			●	現場パトロール	休日開放するときは現場パトロールを行うこと。また、通勤、通学に支障とならないように努めること
			●	地元協議	関係町内や周辺施設への交通規制の周知案内文などを作成し周知するとともに、その旨を監督員に報告すること
			●	地元協議	町内会及び沿線事業所と施工時期及び方法について協議すること
			●	利害関係者協議	河川工事が伴う場合は、着工前に漁業協同組合と施工時期等について協議すること
				事前調査	架線及び地下ケーブル等を確認し管理者と協議すること
				事前調査	上水道管及び下水道管等を確認し管理者と協議すること
				安全対策	小・中学校の通学路の場合、学校に説明し、登下校の児童生徒の安全を確保すること
				安全対策	濃飛バス（のらマイカー）路線の場合、打ち合わせを行い報告すること
			●	現場把握	起工測量・設計図書照査により協議すること
			●	工事関係看板の標記	交通規制看板及び工事看板には高山市建設部維持課と表記すること。また、裏面には請負者名を表記すること
				工事関係看板の４カ国表記	工事看板について別紙【工事看板図】を参考に４カ国語表記のもの（日本語・英語・中国語・韓国語）を設置すること。 なお、別紙【工事看板図】を各2枚、計4枚設置することを標準とする。
			●	仮設・作業方法	仕様書、設計図における施工方法（仮設工・作業方法等）は、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、建設工事請負基準約款第１条にいう設計図書ではない。従って、仕様書、設計図における施工方法（仮設工・運搬工等）は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設方法、施工方法、安全対策等工事目的物を完成するための一切の手段について請負者の責任において定め施工するものとする
			●	建設副産物の管理について	『高山市建設工事における建設副産物管理の運用について』により行うものとする。（平成25年7月1日から適用）
				完成標示板（一般管理費に含む）	完成標示板を設置すること
				境界杭、測量杭、金属鋲	事前に調査及び用地境界立会いを行い、工事完成後復旧すること
				除雪について	高山市除雪計画に基づき、施工箇所区域の除雪を行うこと 当概箇所の除雪業者と打合せを行い報告すること 沿線に対し、除雪、排雪、凍結防止等の配慮を行うこと